

東北地区スポーツ推進委員協議会表彰規程

- 第1条 この規程は、本会規約第4条第5項に規定する表彰に関し必要な事項を定める。
- 第2条 スポーツ推進委員に在任中で、その期間が15年を経過し、次の各号のいずれかに該当する者を表彰する。ただし、全国連合の普通会員であり、「スポーツ推進委員手帳」、「みんなのスポーツ」のいずれかを、購入または購読していることを条件とする。
- (1) 多年にわたり、本協議会の発展に功績のあった者
 - (2) 多年にわたり、地域の社会体育振興に功績のあった者
 - (3) 多年にわたり、各種研修会に参加した者
 - (4) 前各号の他、本協議会の事業に顕著な実績のあった者
- 第3条 各県協議会は、前条に該当する者について、被表彰者推薦者名簿を作成し、毎年5月30日まで会長に提出するものとする。
- 第4条 会長は、前条により推薦された候補者について審査し、決定する。
- 第5条 表彰は、東北地区スポーツ推進委員研修会の開会式時に行う。
- 第6条 表彰者の功を顕彰するため表彰者名簿に登載し保存する。

附 則

この規程は、昭和56年 4月 1日より施行する。

平成23年10月 6日一部改正
(スポーツ基本法施行による)
平成25年 7月11日一部改正
平成27年 7月 9日一部改正
令和 5年 7月 6日一部改正
令和 6年 7月11日一部改正

東北地区スポーツ推進委員協議会表彰に関する福島県の申し合わせ事項

- (1) 15年以上にわたりスポーツ推進委員として社会体育振興に精励した者を、各支部スポーツ推進委員協議会の代表が本協議会に推薦する。
- (2) スポーツ推進委員活動年数、年齢、県・支部等役職などを考慮する。
- (3) スポーツ推進委員功労者推薦書には、必ず表彰候補者の選考にあたった選考委員名を記載したものを添付する。
- (4) 表彰候補者の選考にあたり、各支部スポーツ推進委員協議会の代表者は選考委員会を設置して公正な選考がなされるようにする。
- (5) スポーツ推進委員の自己研鑽の一環として、本連合機関誌「みんなのスポーツ」、または本連合発行の「スポーツ推進委員手帳」のいずれかをすでに個人で購読・購入していることとする。また、表彰年度も継続して購読・購入していることとする。
- (6) 各支部からの推薦は3名以内とする。
- (7) 推薦調書には以前の実績についても記入する。
- (8) 福島県スポーツ推進委員協議会功労者表彰を受けていること。